

事 務 連 絡

平成22年5月31日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

未手続事業主に対する費用徴収（法第31条第1項第1号事案）
のうち、100/100徴収事案に係る報告について

標記について、会計検査院の現地検査対応のため、平成21年度分について把握する必要が生じたため、別紙に必要事項を記載の上、平成22年6月7日（月）までに、本省補償課業務係あてご報告いただくようお願いします。

局

法第31条第1項第1号事案に係る100/100徴収事案について

平成21年度分

(業+通)

法第31条 第1項第1号	100/100徴収事例	
	件数	金額(円)
徴収決定済額		
収納済歳入額		

(記載要領)

- ① 本省労災管理課決算係へ報告する「保険加入者からの費用徴収状況内訳調」に係る件数及び金額のうち、100/100徴収に該当する件数及び金額を記載
- ② 該当なしの場合は、「0」を記載